

総合評価

受診施設名	社会福祉法人 城東福祉会 亀ヶ丘保育園	施設 種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会		

令和 7 年 2 月 7 日

総 評	亀ヶ丘保育園は平成 14 年公設民営保育所から平成 18 年 4 月民設民営となりました。宮津市の中心部の高台に位置し、緑に囲まれた自然豊かな環境にある保育園です。 園の理念に児童福祉法及び児童憲章の精神を掲げ、地域・保護者・保育士が協力し、子ども一人ひとりに寄り添い、命を守り、生きる力を育み人権を尊重した保育を心がけ、愛情豊かに接しています。 子どもたちは、広い園庭で心も体も伸び伸び活動し、楽しんで遊んでいます。保育室はそれぞれの年齢に応じた遊具や玩具でコーナー遊びなど楽しむよう工夫し、保育環境を整えています。 施設長は、保育の質の向上に向け、外部講師を招き園内研修を実施しています。受講後は日々の保育内容や月間指導計画等をPDCAサイクルに基づいて振り返っています。また、園独自の自己評価表を作成し、保育士の自己評価を項目別に分けて評価・分析し、園全体の自己評価に繋げられるよう組織的に取り組んでいます。 また、地域の福祉ニーズに応え、子育て相談・園庭開放・子育て相談事業サポートセンター（にっこりあ）・地域の家庭支援など、地域との交流事業等も行い、中学校職場体験や宮津市の小中一貫教育とも交流連携し、子どもの育ちを支えられるよう取り組んでいます。
特に良かった点 (※)	● 「京都モデル ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度」「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」「きょうと健康づくり実践企業認証制度」の認定を受け、職員の心身の健康・安全に配慮し、併せて福利厚生の上昇に寄与するなど、職員の働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。 ● 子どものプライバシー保護等の権利擁護については、「個人情報保護規程」が、子どもの虐待防止等の権利擁護については、「子ども虐待対応マニュアル」が整備され、それらに基づき、園内研修を行い、排泄の環境等、設備面においても子どものプライバシーを守る工夫を行うなど、日々、規程及びマニュアルに基づいた保育に取り組んでいます。 ● 毎月一回クラスの保育内容について職員が主体的に自己評価を行い、保育の質や専門性の向上に努めています。年 1 回各職員が個人の自己評価を行い、園全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向け取り組んでいます。評価の結果を職員会議で職員が共通理解のうえ園内に掲示し、保護者にも周知しています。

特に改善が 望まれる点(※)	● 中・長期的なビジョンと計画の明確について、単年度の事業計画は、具体的な事業や保育に関わる内容も具体化され、策定されていますが、収支計画は策定されていません。今後は、事業報告に基づき3～5年を見据えた具体的な事業を明確にし、中・長期計画を策定されることが望まれます。 ● 「不審者対応マニュアル」を策定し、出入口の監視カメラの整備を行い、警察と共に職員に対して研修を行うなど、不審者対応に努めています。登園時・降園時以外の時間帯の出入口の施錠に関する設備・体制の強化など、警察に助言等を求めるなど、更なる安全対策に努めるとなおい良いでしょう。 ● 保育の標準的な実施方法については、文書化（見直し）がされていません。今後は、保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化し、保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準、内容を常に実現するための「保育についての標準的な実施方法」の文書化が望ましいでしょう。
---------------------------	---

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご注意ください】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	社会福祉法人 城東福祉会 亀ヶ丘保育園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都府保育協会
訪問調査日	令和7年2月7日

I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a

[自由記述欄]

1: 理念・保育方針、保育目標はしおり、園の玄関、園だよりに明文化され、職員には職員会議で周知し、保護者には入園のしおりに基づいて説明しています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	b

2: 事業経営をとりまく環境については、法人や宮津市から社会福祉事業の動向や、出生人口、利用者像、保育ニーズを把握分析しています。経営状況については税理士より指導助言を受け把握分析し対策を講じています。

3: 経営課題の明確化については、少子化による園児数の減少による収入減少や職員の定着等は、理事会で共有し、職員にも職員会議で周知しています。改善に向けた具体的な取り組みや対策は行われていません。今後は、法人のスケールメリットを利用し、法人内で対策を講じられると、なお良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	c
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	c
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	b
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	b

[自由記述欄]

4, 5: 中・長期的なビジョンと計画の明確について、単年度の事業計画は、具体的な事業や保育に関わる内容も具体化され、策定されていますが、収支計画は策定されていません。今後は、事業報告に基づき3～5年を見据えた具体的な事業を明確にし、中・長期計画を策定されることが望まれます。

6: 事業計画の策定は幹部職員が参画し、職員会議で周知し、見直しを行っています。今後は、職員に理解を促すために、事業計画を配布し、次期事業計画に反映されると、なお良いでしょう。

7: 事業計画に係る保護者等への周知・理解について、保育内容や年間行事については保護者に周知していますが、事業計画は周知していません。今後は、年間行事等と一緒に事業計画も配布し説明を行う等されるとより良いでしょう。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	a
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	a

[自由記述欄]

8: 保育の質の向上に向けて、外部講師を招き園内研修を実施し、日々の保育内容、行事の見直し等、毎月カリキュラム会議を行い、PDCAサイクルの取組を行っています。園独自の自己評価表を作成し、年1回保育士の自己評価を各項目別(保育内容・子どもとの関わり・環境等)に分けて実施し、園全体の自己評価に繋げ組織的・継続的に取り組んでいます。

9: 評価結果に基づいた課題や指導計画の評価・反省を次の計画にいかせるよう、PDCAサイクルを構築し、職員間で共有し、改善策や改善計画を策定しています。

Ⅱ 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ 1 管理者の責任と リーダーシップ	Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	a
[自由記述欄]					
10：施設長は、自らの役割と責任について、園だよりで保育の方針や園をとりまく動向及び重要な事項を施設長自ら執筆し、保護者等に周知するとともに、全職員にも、毎月の職員会議で配布・説明しています。不在時の権限委任については管理規程に明文化し記載しています。今後は、職務分掌に記載し職員に周知されると、なお良いでしょう。					
11：施設長は、法令の遵守や個人情報の取扱、改正された児童（子ども）の権利条約等、法令改正の度、文書を作成し、職員会議で説明し配布するなど、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っています。					
12：保育の質の向上に向けて毎月の職員会議に、保育の質の向上に関する課題を把握分析し、施設長作成の資料を全職員に配布しています。また、研修を見直し、外部より講師を招き不適切保育やコーナ遊びについて研修を行う等、取り組んでいます。					
13：経営の改善や業務の実効性を高める取組については、職場の働きやすい環境の整備について、職員から聴き取り、職場の改善や、社会保険労務士よりアドバイスを受け、具体的な体制を構築するなど、労務面の改善に取り組んでいます。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・ 育成	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事 管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	b	b
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a
[自由記述欄]					
14：必要な福祉人材の確保については、宮津市の就職フェアや大学を通して積極的に取り組んでいます。人材確保の具体的なプランは、職員の処遇や働きやすい環境作りのため、「京都モデル ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度」「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」や「きょうと健康づくり実践企業認証制度」の認証を受け、職員の処遇の向上、必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や方針を明確にし、計画的に取り組んでいます。 15：総合的な人材管理については、理念・基本方針に基づき、職員が一人ひとりに寄り添い、一人ひとりの発達に応じて、愛情豊かに子どもに関わっていますが、「期待する職員像」を明確化していません。今後は、人事管理に関する規程（基準）を策定し、併せて、就業規則に人事考課に係る基準を明記すると良いでしょう。 16：「京都モデル ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度」「京(きょう)から取り組む健康事業所宣言」「きょうと健康づくり実践企業認証制度」の認定を受け、職員の心身の健康・安全に配慮し、併せて福利厚生の上昇に寄与するなど、職員の働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	b
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	b
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	b
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	a
[自由記述欄]					
17：理念・基本方針に則り職員一人ひとりがキャリアパスに基づいて研修に参加していますが、目標や目標管理シートは設定されていません。今後は、目指す人材像（期待する職員像）を明確にし、職員一人ひとりの目標を設定し、育成に取り組まれるとともに目標管理の仕組みを構築されると、なお良いでしょう。 18：職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定については、基本方針や計画に教育・研修の基本姿勢を明確にし、教育・研修を実施し、定期的に研修内容や計画の評価、見直しを行っています。今後は、基本方針や計画の中に亀ヶ丘保育園の「期待する職員像（子ども、保護者、保育者の三つの安心）」の明示されるとなお良いでしょう。 19：職員一人ひとりに対し、キャリアパス制度に基づいて教育・研修の機会を保障しています。パート職員の一部に対しては研修の機会が確保できていませんが、研修のレジュメはその都度配布し配慮を行っています。今後は、本人の意向を尊重しながら研修の機会を保障されると、なお良いでしょう。 20：実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、実習生受入マニュアルを策定し、積極的に受け入れています。亀ヶ丘保育園独自に工夫された実習内容全般を計画的に学べるようなプログラムを整備するとともに、学校側のカリキュラムに沿って研修・育成が行われるよう工夫しています。					

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-3 運営の透明性の確保	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	b
[自由記述欄]					
21：法人のホームページに決算・予算等については掲載し、運営の透明性を確保するための情報公開に努めており、毎月の園だよりに理念・基本方針やビジョン・子育て支援・子育てワンポイントアドバイスを掲載し、保護者からの苦情やアンケート結果もフィードバックし公表しています。また、地域や小学校、中学校にも園だよりを配布し、保育園の存在意義や役割を明確にするように努めています。					
22：運営の公正性と透明性の確保については、経理規程に基づき、税理士に定期的に監査を依頼しアドバイスを受け、健全な経営が行われるよう反映しています。また内部に監査体制を設け、施設長がチェックを行っていますが、施設長の権限・責任について、職員等に周知されていません。今後は、経理について、職員分掌と権限・責任を明確化し、職員に周知する事で、透明性の高い適正な経営・運営が確保できれば、なお良いでしょう。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献	Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
	Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c	a
[自由記述欄]					
23：子どもと地域の交流については重要事項説明書にも記載し、保護者にも周知しています。地域との交流活動の一環として地域の高齢者世帯に子どもの作品を届けたり、また園庭開放・サポートセンター事業として子育て相談や保護者に子育て情報を提供しています。					
24：ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢については、ボランティア受け入れマニュアルを整備し、地域の中学校の職場体験を受け入れ、地域の社会資源として、地域の学校教育施設・体験学習の協力を行っています。					
25：保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、子どもにより良い保育を提供するために宮津市の福祉課や関係各課をリスト化すると共に連携を行っています。一人一人の子どもの情報については職員会議で情報を共有し、発達上相談の必要な場合は、保健師や発達クリニックや発達相談・療育機関と連携を取り対処しています。					
26：園庭の開放・園のスペースを活用・地域の子育て家庭と交流を図り、市の子育てサポートセンターと連携し子育て講演会を開催する等、地域のニーズに応じ、子育て相談や小学校・中学校の職場体験など、学校教育にも貢献し支援活動も行っています。また、災害時の対策として飲料水他食品類を備蓄する等、災害時や緊急時に地域に貢献できる体制を整備するなど、保育所が有する機能の地域への還元に取り組んでいます。					
27：宮津市のサポートセンター事業・子育て相談事業等、地域の福祉ニーズを把握し、宮津市が進める小中一貫教育に準じ、小学校との交流や中学校の職場体験など学校教育にも貢献し、また、高齢者との交流・施設訪問など地域の活動を支援する等、積極的に地域のニーズに基づく公益的な事業・活動に取り組んでいます。					

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	b
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	a

[自由記述欄]

28：子どもを尊重した保育については、園の「しおり」や「重要事項説明書」で保育方針、保育目標などを謳っており、職員会議などで職員の理解を深め、子どもがお互いを尊重する心を育てる保育実践に努めています。今後は、子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程を策定すると、なお良いでしょう。

29：子どものプライバシー保護等の権利擁護については、「個人情報保護規程」が、子どもの虐待防止等の権利擁護については、「子ども虐待対応マニュアル」が整備され、それらに基づき、園内研修を行い、排泄の環境等、設備面においても子どものプライバシーを守る工夫を行うなど、日々、規程及びマニュアルに基づいた保育に取り組んでいます。

30：利用希望者には、園の写真入りの「しおり」で園の情報を提供し、園内見学や質疑応答などに随時丁寧な対応に努めています。併せて宮津市の公共施設に園の「しおり」を置くなど、情報提供に努めています。

31：保育の開始・変更に当たっては、年度毎では「重要事項説明書」に記載及び「面談」で説明し、年度途中では、毎月発行の「園だより」や「変更された内容に係る資料」を作成し、保護者等にわかりやすく説明し、同意を得ています。

32：保育所等の変更にあたっては、保育の継続性を損なわないように手順と引継ぎ文書「要録」を以て、引継ぎ・申し送りに取り組んでいます。保育の継続性を確保するため、保育所利用終了時に保護者等へ、その後の相談方法などを説明し、その内容を明記した文書を渡しています。令和5年度からは更に「卒園懇談会」を設けています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

[自由記述欄]

33：苦情・相談（不適切保育を含む）については、「利用者からの苦情解決の取組に関する実施要綱」を策定し、「重要事項説明書」や「しおり」に相談窓口、対応に係る方法・体制などを記載・周知し、保護者等が苦情・相談等を行いやすい環境を整えています。苦情・相談等があれば「苦情申込書」「意見・要望等の受付簿」に記載し、職員会議において園内検討を速やかに行い、情報共有を図っています。対応策については、必ず記録・管理し、回答は迅速に行うなど、苦情解決に係る対応に取り組んでいます。「園だより」で苦情・相談等への回答や各行事に係るアンケート結果を掲載するなど保護者等への情報提供を行っています。

34：保護者が相談や意見を述べやすい環境整備及び保護者等への周知については、保護者が苦情、相談及び意見を述べやすいよう施設長、主任、苦情解決第三者委員など複数の窓口を設け、いつでも相談・意見を受付ける旨の文書及び分かりやすく説明した仕組図を玄関に掲示しています。

35：保護者からの相談や意見に対しては、「利用者からの苦情解決の取組に関する実施要綱」に基づき、迅速な対応を行い、保護者等の苦情・相談等を踏まえ、保育の質の向上につなげるよう努めています。保護者の意見を積極的に把握できるようアンケートを行うと共に、園への「意見箱」と保護者会への「意見箱」と二つの窓口を設けています。

評価分類	評価項目	通番	評 価 細 目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b	b
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	b	b
[自由記述欄]					
36：安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメントについては、各種の「危機管理対応マニュアル」が整備されています。「事故発生防止委員会」を設置し年1回、園内で発生する事故等のリスク要因を洗い出すとともに点検を行っています。職員に対して、ヒヤリハット事例を踏まえて、事故防止のための園内研修を行っています。ヒヤリハットが発生した場合は、再発防止のため、速やかに全職員で協議し、発生要因を分析し、改善策等を検討し共有に努めています。 37：感染症対策については、「感染症対応マニュアル」に基づき、適切に感染症予防対策に努めています。保護者等へは適宜、感染症予防策及び感染症対策に係る情報提供を園内掲示及びスマホのアプリケーションで配信を行っています。 38：ハザードマップ上では比較的安全な区域内の保育園ではあるものの、地震発生時の対策など様々な「危機管理マニュアル」を策定し、毎月1回、園独自で避難訓練を実施するなど、災害時における子どもの安全確保のための取組を行っています。また、年1回、近隣の中学校と地震による津波を想定した避難訓練も行っています。今後は、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が整備されると、なお良いでしょう。 39：「不審者対応マニュアル」を策定し、出入口の監視カメラの整備を行い、警察と共に職員に対して研修を行うなど、不審者対応に努めています。登園時・降園時以外の時間帯の出入口の施錠に関する設備・体制の強化など、警察に助言等を求めるなど、更なる安全対策に努めるとなお良いでしょう。					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	c
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c	c
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b	a
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	a
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	a
		45	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a
[自由記述欄]					
40. 41：保育の標準的な実施方法については、文書化（見直し）がされていません。今後は、保育を提供する職員誰もが必ず行わなければならない基本となる部分を共通化し、保育の水準や内容の差異をなくし、一定の水準、内容を常に実現するための「保育についての標準的な実施方法」の文書化が望ましいでしょう。 42：アセスメントの手法に基づき、適切なアセスメントが実施され、個別の指導計画が策定されており、定期的に振り返り、見直しに努めています。保護者との個人面談を年2回定期的に行い、適切な保育の提供、支援について検証を行っています。 43：指導計画等の評価・見直しについては、担任が指導計画を作成し、施設長・主任が助言・指導を行い、その後、施設長・主任が点検し評価を行っています。年間指導計画等を見直し、変更した場合は、全職員に周知を図っています。 44：子どもの発達状況や生活状況等の日々の記録は、月ごとに記録し、年度末に「成長の記録」として取りまとめています。必要な情報が全職員に的確に届くよう、全職員の情報の共有の場を毎年5月の職員会議の中に設けています。 45：子どもに関する記録の管理体制については、「個人情報保護規定」に基づき、職員は個人情報の取扱いを適切に行っています。保護者等へは、「重要事項説明書」、「しおり」で周知し、入園説明時及び個人面談会で丁寧に説明し、理解されるよう努め、「個人情報使用同意書」を交わしています。					

A-1 保育内容

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
		48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	a
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	a

[自由記述欄]

46：全体的な計画については、理念・基本方針・保育目標に沿って作成し、年度末に職員で評価反省し、次年度に向けて見直しを行っています。

47：生活にふさわしい場としての環境整備については、各保育室が年齢にあった遊具でコーナ遊びができ、落ち着いて遊べる環境が整っています。手洗い場には園用のハンドタオルが設置され、手を洗うたびに新しいタオルが使用できるように設置してあります。トイレの手洗い場は、非接触型の水道器具に付け替え衛生管理に努めています。

48：保育者は大きな声や急かすような声かけをすることなく、常に丁寧な言葉がけに配慮し、子どもからの問いにも、自分がどうしたいのか意思決定できるように言葉かけに努め、一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育に取り組んでいます。

49：年長児のお当番活用を通して、年下の子への気づかひや、トイレのスリッパをそろえたり水道の蛇口を閉めたりする等、園生活の中で生活習慣が身につくよう、基本的な生活習慣の取得に向けた環境整備に取り組んでいます。

50：コーナ遊びの充実に努めるなど、子どもが遊びを見つけられる環境整備に取り組み、子どもたちが落ち着いて遊べるよう、主体的な活動や遊びの保障に努めています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

51：乳児保育については、遊ぶ場所と食事をする場所が区別され、保育室を工夫しています。子どもの目線に手作りおもちゃ（指で押す・音が鳴るなど）が設置され色々な遊びが展開できるよう環境を整えています。

52：3歳未満児の保育については、一人一人の子どもの発達過程に応じた丁寧な関わりに努めています。子どもの成長・発達に合わせて玩具の種類を整えるなど、様々な遊びを取り入れ、興味関心に応じて自発的に遊べるように環境を整えています。

53：3歳以上児の保育については、3・4歳児は混合クラス、5歳児は単独クラスで、乳児保育室と同様それぞれにコーナ遊びが充実し、子どもが作成した物（ブロックなど）を一定期間展示し遊びの繋がりを大切にしています。年齢の枠を超えて共に学び成長していけるよう異年齢保育に取り組んでいます。

54：障害のある子どもの保育については、支援の必要な子どもに対して個別の指導計画を作成し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら保育に努めています。

55：長時間保育については、子どもの人数によりクラスを合同にしたり保育室を移動したりする等、安全に過ごせるよう工夫をし、延長引継ぎ日誌を基に情報共有に取り組んでいます。

56：小学校との連携については、担当保育士は保幼小連絡会議に出席し、保育指導要録を小学校に提出しています。小学校教員視察訪問や小学生との交流等就学に向け連携を図っています。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

57：子どもの健康管理については、保健衛生マニュアルに基づき健康管理を行い、登園前の状態（食事・睡眠・便・体温）を記入してもらい、健康状態を把握しています。感染症の有無は、園だよりやアプリ「イロドリリンク」に掲載し、情報を発信しています。

58：定期的に健康診断・歯科健診が行われ、職員で共有し保護者に知らせています。幼児クラスでは歯科衛生士による歯磨き指導が行われ、1歳児から食後の歯磨きがあり、歯を大切に作る習慣に努めています。

59：食物アレルギーの子どもについては、医師による指示書をもとに除去食対応を行っています。保護者には食べられない食材をチェックしてもらい対応献立表を渡す等、誤食防止に努めています。食器はカラー食器で他児とは区別し、個別対応のトレーに配膳しています。

60：食事を楽しむ工夫については、1歳児からランチルームで給食を食べており、給食の前には保育者からメニューは何か等、給食に対する声かけがあり、食事を楽しめる雰囲気作りに取り組んでいます。またランチルームにおいて異年齢で楽しく食べる機会も設けています。

61：子どもの喫食状況の把握については、宮津市の献立表を基に、園の畑で収穫した野菜を取り入れるなど、工夫した給食やおやつを提供することで子どもたちの食への関心にもつなげています。保育者は子どもに食べられる量を尋ね、加減しながら、一人一人の喫食状況を把握しています。

A-2 子育て支援

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

62：0歳児は個別連絡帳で毎日の様子を、1歳児以上は不定期ではありますが「おたよりぼすと」で家庭の様子をやり取りして、子どもの生活について家庭との連携に努めています。日々の保育や行事の様子は写真を撮り、掲示板やアプリで紹介しています。

63：3つの安心「親が安心して預け、子どもが安心して過ごし、職員が安心して勤められる保育園」の子育て支援計画を作成し、安心できる保育園として環境づくりに取り組んでいます。日々の送迎時には対話を心がけ、保護者の状況に応じて子育ての相談を受けたり、個人懇談を通して、保育者と園や家庭の様子を話す等、相談対応の体制を構築し、保護者に対する子育て支援に努めています。

64：虐待防止マニュアルを整備し、宮津市の行政と連携し情報を共有し、虐待の早期発見に努めています。個人面談を行い家庭状況を把握し、虐待等権利侵害の予防に取り組んでいます。

65：毎月一回クラスの保育内容について職員が主体的に自己評価を行い、保育の質や専門性の向上に努めています。年1回各職員が個人の自己評価を行い、園全体の自己評価に繋げ、組織的・継続的に保育の質の向上に向け取り組んでいます。評価の結果を職員会議で職員が共通理解のうえ園内に掲示し、保護者にも周知しています。